



平成 24 年 3 月 12 日

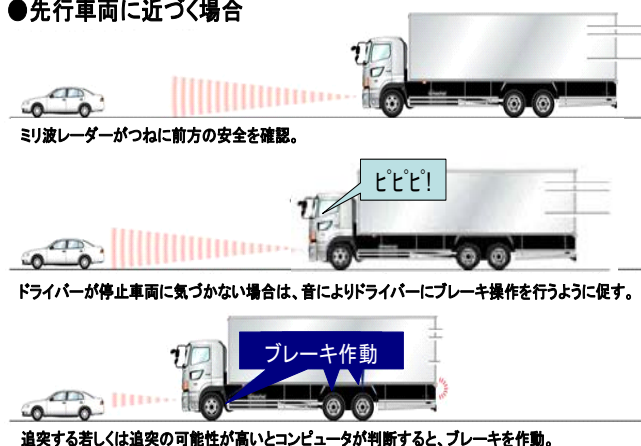
自動車局技術政策課

**世界に先駆けて、衝突被害軽減ブレーキの技術基準を策定します！****貨物自動車に備える衝突被害軽減ブレーキの基準の導入**

貨物自動車の全事故に占める追突事故の割合が高いことや、乗用車と比較して貨物自動車の死亡事故率が高い事故実態を踏まえ、我が国においては追突事故の被害を軽減するための衝突被害軽減ブレーキの普及を図ってきました。

今般、衝突被害軽減ブレーキの技術向上が進んだことを踏まえ、世界に先駆けて衝突被害軽減ブレーキの技術基準を策定することとします。

その他、日本が既に採用している制動装置等の国際基準の改訂が本日より発効されますので、これと整合を取るための基準の改正を実施します。これにより、自動車の安全性が向上するとともに、自動車・同装置の国際流通の円滑化等がより一層図られ、効率的な車両安全対策が推進されることが期待されます。

**●先行車両に近づく場合****衝突被害軽減ブレーキの概要****お問い合わせ先**

自動車局技術政策課：永井、赤井

電話 03-5253-8111（内線 42254）

03-5253-8591（直通）